

原議保存期間	3年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
 警 視 庁 交 通 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 (参考送付先)
 警察大学校交通教養部長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 3 4 号
 令 和 7 年 3 月 1 4 日
 警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の円滑な実施に向けた取組の推進について(通達)

高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査(以下「高齢者講習等」という。)の円滑な実施については、「高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の円滑な実施に向けた取組の推進について」(令和4年3月4日付け警察庁丁運発第60号。以下「旧通達」という。)等により指示しているところであるが、令和6年10月末における高齢者講習等の受講・受検待ち日数については、高齢者講習40.3日、認知機能検査34.5日、運転技能検査33.1日であった。今後、高齢化の更なる進展に伴い、70歳以上の運転免許保有者数については令和8年に、75歳以上の運転免許保有者数については令和11年にピークを迎えることが予測されており、高齢者講習等の実施体制の拡充が重要であると考えられるところである。これら現状を踏まえ、都道府県警察においては自動車教習所等の実施機関と緊密に連携しながら、以下の取組を講じられたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

記

1 認定教育等実施機関への働きかけ

(1) 認定教育等実施機関への情報提供

現在、高齢者講習等の実施機関のうち、約8割が運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査(以下「認定教育等」という。)を実施していることから、認定教育等実施機関に対し、運転免許保有者数、高齢者講習等の受講者数の将来推計に係る資料や都道府県における地域単位の受講者数等の将来推計に係る資料等を提供するとともに、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第5条第2項第7号に規定する教育計画書及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書に係る年間の実施回数、毎月の実施回数の見直しを働きかけること。

(2) 認定教育等実施機関に対する支援

現に認定教育等を行っている者又は新たに認定教育等を行う予定の者に対して、認定教育等の指導方法についての指導、教育機器の紹介、交通事故事例等の参考資料の提供、自動車安全運転センターが実施する研修の紹介、道路交通法令の改正に関する情報提供等を行うなどして、認定教育等の適正な水準の確保はもとより、認定教育等が円滑に実施できるように支援を行うこと。

2 公安委員会による実施体制の拡充

(1) 実施体制の拡充等

認定教育等実施機関における教育計画書等の見直し等によっても、将来推計に見合った実施体制が確保できない場合には、公安委員会による直接実施体制の拡充を行うこと。

なお、実施体制の拡充に当たっては、講習指導員資格の取得や高齢者講習等に使用する普通自動車等の確保のための予算措置について配慮するほか、職員の配置、他所属からの応援派遣等を検討すること。

また、更新期間が満了する日までの期間が切迫してから高齢者講習等の予約申込みを行う者（以下「切迫者」という。）が更新期間が満了する日までに免許証又は免許情報記録の有効期間の更新を行うことができるよう、切迫者に対する公安委員会による直接実施枠を確保しておくこと。

(2) 地域間の待ち日数格差の解消

これまで実施してきた高齢者講習等の受講・受検待ち日数調査から、都道府県によっては、都心部と地方部の実施機関において待ち日数の格差が見受けられ、受講・受検待ち日数の長期化の要因となっているところである。

そこで、公安委員会による出張高齢者講習等を実施するなどし、地域間の待ち日数の格差の解消に努めること。

(3) 学級編成の見直し

令和4年3月より、高齢者講習指導員1人で担当することができる人数については、5人までとされていることから、受講者5人未満の者を指導している場合には、講習効果を維持できる範囲において、担当する人数の見直しを行うこと。

(4) 高齢者講習等の合同実施

高齢者講習等については、できる限り同一機会に同一場所で実施することが円滑な運用に繋がるため、例えば、運転技能検査と高齢者講習の実車指導を合同で実施することや、実車指導を伴わない高齢者講習と実車指導を伴う高齢者講習について、講義と運転適性検査器材による指導を合同で実施するなど、同一機会に検査や講習が実施できるように工夫をすること。

なお、運転技能検査と高齢者講習を合同で実施する場合は、運転技能検査受検者のプライバシーの確保に留意すること。

3 高齢者講習等の委託時の配慮

(1) 適切な委託料の確保

委託先の実施機関は、公安委員会が実施することを前提に積算された手数料を基とする委託料により高齢者講習等を実施しているところであるが、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条に規定する手数料の標準額の人件費に対応する部分には消費税分が含まれていないのに対し、公安委員会が実施機関に対して支払う委託料には人件費に係る部分を含めた全額に対して消費税が課されることとなるため、実施機関は委託料の中から消費税を支払った残額によって高齢者講習等を実施することとなる。

したがって、実施機関に支払う委託料については、手数料額に消費税分（当該手数料額の人件費に係る部分に消費税率を乗じた額）を加えた額との間で不合理なかい離

が生じないように、適切な委託料を確保すること。

(2) 委託先実施機関の負担軽減

委託先の実施機関の業務負担軽減のため、公安委員会に対する報告等の方法については、個人情報の取扱いに十分配慮した上で、郵送や電子メール等を積極的に活用するほか、各種証明書等に法令上根拠がない押印や契印等を求めないこととするなど、可能な限り合理化を図り実施機関の負担軽減に努めること。

(3) 新たな実施機関への業務委託

委託先の実施機関の多くは自動車教習所であることから、コースを必要としない認知機能検査については、自動車教習所以外への委託を検討するなど、自動車教習所が高齢者講習や運転技能検査に専従できる体制の構築に配慮すること。

4 円滑な予約の促進等

(1) 受講・受検待ち日数の広報

高齢者講習等の円滑な予約を可能とするためには、受講・受検待ち日数の少ない実施機関に予約がなされる必要があることから、実施機関ごとの最短の受講・受検可能日について、高齢者講習等の通知書への記載や同内容を記載したチラシの添付のほか、都道府県警察のホームページ、広報誌等の各種広報媒体を積極的に活用して広報を行うこと。

なお、広報については、地域別に記載する、大きく記載するなど、高齢者に分かりやすいものとなるように工夫をするとともに、住所地都道府県以外であっても、特定任意高齢者講習や認定教育等については受講・受検することができることについても触れ、受講者の選択の幅を広げること。

(2) 相談窓口等の設置

切迫者やデジタルツールに不慣れな高齢運転者のために、予約・問合せ等に関する専用の相談窓口や相談電話の設置等を行い、受講・受検待ち日数の少ない実施機関を教示するなど、予約しやすい環境を整備すること。

また、各都道府県警察の実情に応じて、こうした事務に専従する職員の配置を検討すること。

(3) 早期予約の周知

高齢者講習等の通知書は、別に定める通達により、更新期間が満了する日の190日前を目途に送付することとしているが、通知書の受領時ではなく、更新連絡書の受領時に予約申込みを行っている高齢運転者がみられる。

通知書の受領時に予約申込みを行えば、予約の調整が容易になるなど、受講・受検待ち日数の縮減、受講者等の負担軽減に資することとなる。

そこで、通知書に早期の予約申込みを促す旨の注意喚起等を掲載するとともに、高齢運転者の家族への周知にも努めること。

(4) 各種取組

都道府県警察と自動車教習所等との間で予約状況等を共有できるシステムやウェブ上で直接予約できるシステムを導入している都道府県警察の取組を参考にするとともに、円滑な予約の促進に向けた取組に努めること。